

# 平成29年度後期高齢者医療保険料について

## 保険料の算定方法(平成29年度)

均等割額と所得割率は2年ごとに見直され、兵庫県内で原則均一となります。  
平成29年度は以下の通りです。

①所得割額  
賦課のもととなる所得金額(※1)  
× 所得割率10.17%

+

②均等割額  
被保険者一人あたり  
48,297円

=

(①+②)保険料額  
(年額)  
上限57万円

なお、年度途中に保険料の納付義務が発生若しくは消滅したとき又は資格を取得若しくは喪失したときは、月割りにて算定します。  
(※1) 賦課のもととなる所得金額＝前年中の所得(総所得金額等＝収入額－控除額(※2))－基礎控除額(33万円)  
(※2) 控除額とは、公的年金控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、社会保険料控除額、扶養控除額、医療費控除額等の所得控除額は含みません。

## 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減(平成29年度)

後期高齢者医療制度に加入する前日に会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額は賦課されず、均等割額が5割軽減されます。さらに、平成29年度については特例措置により均等割額が7割軽減されます。(平成29年度の軽減後の保険料年額は、14,489円です。)被用者保険の被扶養者であったにもかかわらず、軽減されていない場合は、お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係までお申し出ください。

・均等割額の軽減については、特例措置により平成28年度は9割軽減でしたが、制度の見直しにより平成29年度は7割軽減となります。  
・ただし、所得の低い方に対する軽減のうち、均等割額の軽減にも当てはまる方は、その軽減率が高い方(保険料が安い方)が適用されます。

### 【被用者保険とは】

勤務先で加入する健康保険です。協会けんぽ・組合管掌健康保険・船員保険・各種共済等が被用者保険に該当します。  
国民健康保険・国民健康保険組合は、被用者保険ではありません。

## 所得の低い方に対する軽減(平成29年度)

### 【①均等割額の軽減】

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額が、次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

世帯の所得		軽減割合(軽減額)	軽減後の均等割額
総所得金額等が 33万円以下	被保険者全員の各所得(年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円	9割(43,468円)※	4,829円(48,297円×0.1)
	上記以外	8.5割(41,053円)※	7,244円(48,297円×0.15)
総所得金額等が33万円+27万円×被保険者数以下		5割(24,149円)	24,148円(48,297円×0.5)
総所得金額等が33万円+49万円×被保険者数以下		2割(9,660円)	38,637円(48,297円×0.8)

・65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。  
・均等割額の軽減を判定する際の所得は、保険料を算定する際の「賦課のもととなる所得金額」とは異なります。  
・この軽減制度を受けるには、同一世帯の被保険者及び世帯主の確定申告等(確定申告の必要がない方については、住民税申告又は簡易申告)が必要です。また、この軽減判定の基準日は毎年4月1日現在で、その時点での世帯構成により判定します。(4月2日以降に世帯構成に変更があった場合についても4月1日時点の世帯構成により判定されます。)4月2日以降に資格を取得した方は、資格取得日の世帯構成により判定します。

※本来は7割軽減ですが、特例措置により平成29年度は9割又は8.5割軽減となります。

### 【②所得割額の軽減】

「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方は、特例措置により所得割額が一律2割軽減されます。  
・特例措置により平成28年度は5割軽減でしたが、制度の見直しにより平成29年度は2割軽減となります。

## 保険料の減免及び徴収猶予制度

兵庫県後期高齢者医療広域連合では、災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主の死亡等により世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときで、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料の減免を受けることができる場合や、一定期間保険料の徴収猶予を受けることができます。

申請方法、必要書類、条件等の詳細については、事前にお住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係にお問い合わせください。

## 審査請求及び取消訴訟(後期高齢者医療保険料額(変更)決定通知書に関すること)

※審査請求及び取消訴訟(後期高齢者医療保険料額決定通知書に関すること)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県後期高齢者医療審査会(住所 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号、電話 078-341-7711(代表))に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、兵庫県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において兵庫県後期高齢者医療広域連合を代表する者は兵庫県後期高齢者医療広域連合長となります。)、提起することができます。  
なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。  
(1)審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。  
(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3)その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 保険料の納め方

・年金から2ヶ月ごとに引去りされる特別徴収と、口座振替又は納付書により金融機関で納めていただく普通徴収の2種類があります。

・原則として、特別徴収(年金からの引去り)により納めていただきます。

・特別徴収(年金からの引去り)がはじまるまで、しばらくの間は、普通徴収(口座振替又は納付書)で納めていただきます。

### 特別徴収(年金からの引去り)

年金支給月(偶数月)に年金より引去ります。

・仮徴収(4月・6月・8月)

前年の所得が確定するまで、前々年の所得から仮算定された額を引去ります。仮徴収額は、原則、前年度2月の徴収額と同じ額となります。(8月の徴収額を調整する場合があります。)

・本徴収(10月・12月・2月)

前年の所得が確定後、確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて引去ります。

### 【年金からの引去りを希望されない方へ】

納付方法の変更をお申し出いただくことにより、年金からの引去りから口座振替でのお支払いに変更できます。(納付書への変更はできません。)

### 【手続き】

①口座振替の手続きと②納付方法の変更手続きの両方の手続きが必要です。

詳しくはお住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係までお問い合わせください。

### 普通徴収(口座振替、納付書)

特別徴収(年金からの引去り)ができない方や納付方法の変更手続きをされた方は、平成29年7月から平成30年3月までの毎月、年9回に分けて納めていただきます。

### 【口座振替の場合】

4月・5月・6月を除く毎月27日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に引き落としされます。残高不足で振替ができなかった場合は、翌月の14日に再振替を行います。

### 【納付書の場合】

別添の納付書により、納期限までに金融機関・ゆうちょ銀行の窓口、コンビニエンスストアで納めてください。

保険料のお支払いは、口座振替(自動振込)が便利です。銀行や郵便局などでお申し込みいただくか、キャッシュカードをお持ちいただければ、お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係でも、口座振替の手続きができます。ただし、一部、お取扱いできない金融機関、キャッシュカードがあります。

## 審査請求及び取消訴訟(後期高齢者医療保険料 納入額決定通知書に関すること)

※審査請求及び取消訴訟(後期高齢者医療保険料納入額決定通知書に関すること)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県後期高齢者医療審査会(住所 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号、電話 078-341-7711(代表))に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸市を被告として(訴訟において神戸市を代表する者は神戸市長となります。)、提起することができます。  
なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。  
(1)審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。  
(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3)その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

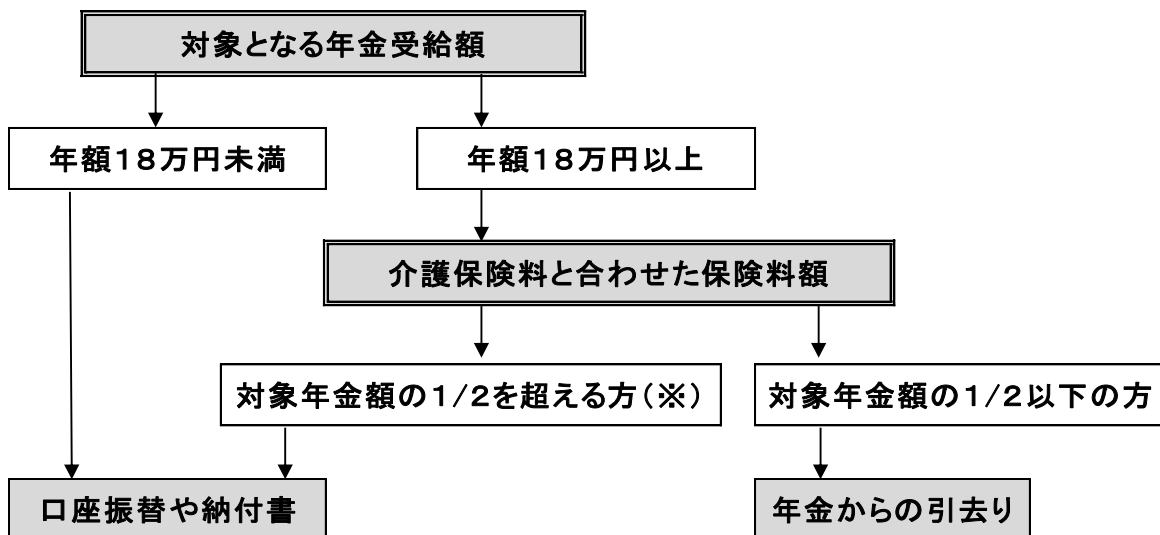
# ～ 後期高齢者医療保険料についての「よくあるご質問」Q&A ～

H29.7 神戸市

## 問1 後期高齢者医療保険料が特別徴収(年金からの引去り)となるのは、どんな場合ですか？

後期高齢者医療制度に加入し、次の①～③すべてに該当している方が対象となります。

- ①年額18万円以上の年金を受給している方
- ②神戸市の介護保険料が特別徴収となっている方
- ③後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が特別徴収の対象となる年金額の2分の1以下の方



(※)ただし、後期高齢者医療保険料と、介護保険料の合計額が、対象年金額の1/2を超える場合であっても、その超過額が一定金額以内であれば、特別徴収を継続し、超過分については、別途納付書または口座振替で納めていただく場合があります。

また、年金には、①老齢基礎年金、②老齢厚生年金、③障害年金、④遺族年金などの種別がありますが、これらのうち複数の年金が支給されている場合は、法令の規定により、優先順位の高い1つの年金が特別徴収の対象となります。

例えば、①老齢基礎年金と②老齢厚生年金を受給されている場合、特別徴収の対象となる年金は老齢基礎年金と決められ、老齢基礎年金の額をもとに上記の判定を行います。

## 問2 特別徴収(年金からの引去り)はいつからはじまりますか？

75歳になられた方や、他市町村から転入された方については、しばらくの間、普通徴収(納付書または口座振替による納付)で保険料をお支払いいただきますが、通常は半年から1年程度で特別徴収が開始されます。特別徴収が開始される時期は、4月・6月・8月・10月の年4回です。特別徴収となる要件(問1参照)を満たすと、特別徴収の開始前に口座振替の手続きをされた場合でも、特別徴収が開始されます。(特別徴収を希望されない方は問3参照)

なお、特別徴収を開始することが決まった場合は、通知させていただきます。

また、年度の途中で、保険料が変更になり特別徴収が停止した方は、特別徴収は翌年度の10月から再開されます。

## 問3 特別徴収(年金からの引去り)を希望しない場合は、どうしたらいいですか？

口座振替に変更できます。(納付書への変更はできません。)

希望される場合は、下記の①と②の両方の手続きが必要です。両方の手続きが完了後、口座振替に変更されるまで3~4か月かかります。

①口座をお持ちの金融機関で、口座振替の申し込みを行う。(キャッシュカードをお持ちの場合は、お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係で、口座振替の手続きができます。その際は、暗証番号の入力が必要です。ただし、一部お取扱いができない金融機関、キャッシュカードがあります。)

②お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係で、特別徴収を停止する手続きを行う。

口座振替により保険料を納付される場合、所得税・住民税の社会保険料控除は、口座名義人(本人、同一生計の配偶者、親族)に適用されます。

口座振替に変更後、未納の状態が継続する場合は、特別徴収に戻りますので、あらかじめご了承ください。

## 問4 特別徴収(年金からの引去り)ができなくなるのは、どのような場合ですか？

主に、次の①~⑤に該当した場合は、特別徴収を中止します。

- ①年金引去りから口座振替でのお支払いに変更されたとき
- ②神戸市外へ転出されたとき
- ③被保険者でなくなったとき(お亡くなりになった場合や生活保護の受給開始など)
- ④年金が支給されなくなったとき、年金担保融資を受けたとき
- ⑤年度の途中で保険料額に変更があったときなど

ただし、上記に該当してから特別徴収が中止となるまでに2~3か月の期間を要しますのであらかじめご了承ください。なお、保険料の変更などにより、保険料をお返しする必要がある場合には、後日ご案内させていただきます。

## 問5 総所得金額等とは、何ですか？

総所得金額等とは、  
総所得金額

①利子所得+②配当所得+③不動産所得+④事業所得+⑤給与所得  
+⑥譲渡所得(総合課税分)+⑦一時所得+⑧雑所得(公的年金所得含む)

及び山林所得並びに分離課税所得(土地・建物、株式等の譲渡所得等)の合計金額 です。

例えば、年金収入(200万円)、給与収入(100万円)の場合は、  
年金収入(200万円)－公的年金等控除額(120万円)＝年金所得(80万円)  
給与収入(100万円)－給与所得控除(65万円)＝給与所得(35万円)  
総所得金額＝80万円＋35万円＝115万円 となります。

## 問6 冊子7ページの「賦課のもととなる所得金額」に金額が入っておらず、下記の①または②の文言が入っていますが、どうしたらいいですか？

所得の把握ができていないため、保険料年額は48,297円(均等割額のみ)となっています。

- ①「保険料が減額される場合がありますので、介護医療係までお問い合わせください。」  
遺族年金・障害年金を受給されている方、収入がない方、収入が少ない方は、保険料が最大9割軽減される場合がありますので、お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は、北須磨支所)介護医療係までお問い合わせください。
- ②「ご本人の所得状況を調査中です。現在の保険料から変更がある場合、改めて通知します。」  
最近、神戸市外から転入されたため、以前の住所地に所得を照会中です。所得が判明し、保険料が変更になる場合は、再度、保険料決定通知書及び納入通知書をお送りします。

## 問7 保険料を納めることが難しいのですが、減免制度はありますか？

以下の要件を満たす場合、申請していただければ、保険料が減免されます。  
申請期間は、保険料額決定通知後、賦課年度の翌年度6月末日までです。

### 減免基準(概要)

誰が	どんな時に	所得制限	減免割合	適用期間
被保険者又は世帯主	災害などにより住宅又は家財に2割以上の損害を受けたとき	なし	保険料の全額より5割又は10割	理由の生じた日の属する月以降12か月
被保険者	3か月以上の休職・失業、事業における著しい損失、重度の心身障害となった又は3か月以上の長期入院により、世帯の所得(見込額)が5割以上減少するとき	世帯の前年の所得の合計額が600万円以下の場合	所得割額の3～8割	理由の生じた日の属する月より年度末まで
他の被保険者または世帯主	3か月以上の休職・失業、事業における著しい損失、重度の心身障害となった又は3か月以上の長期入院により、世帯の所得(見込額)が5割以上減少し、2割軽減基準額以下になるとき(すでに均等割軽減を受けている場合は該当しません。)		均等割額の1～5割	
	死亡、離婚などで、世帯の所得(見込額)が2割軽減基準額以下になるとき(すでに均等割軽減を受けている場合は該当しません。)			
被保険者	刑事施設に拘禁されたことにより、療養の給付が1か月以上制限されたとき	なし	保険料の全額より10割	理由の生じた日の属する月以降その事由の消滅した日の属する月の前月まで

申請方法、必要書類等については、お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は、北須磨支所)介護医療係までお問い合わせください。

## 問8

現在夫婦二人で国民健康保険に加入していますが、夫が平成28年7月に75歳になります。妻は73歳です。保険料はどのようになりますか？

国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料はそれぞれの加入期間に応じて計算されます。後期高齢者医療制度の保険料は、夫が制度に加入する75歳の誕生日の月からかかりますので、平成29年7月～平成30年3月までの9か月分になり、この保険料を9月から翌年3月までの間で納めます。

一方、国民健康保険料は、夫の平成28年4月～6月の3か月分と、妻の12か月分を合わせた保険料を6月～翌年3月までの間で納めます。このうち夫にかかる国民健康保険料は6月から7月までの間で納めます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険料	← 夫の3か月の保険料 →					← 妻の12か月の保険料 →						
			↓	← 夫と妻の保険料を6月～3月までの間で納めます。 ※ →								
後期高齢者医療保険料						← 夫の9か月分の保険料 →						
						↓	← 9月～3月までの間で納めます。 →					

※このケースの場合、6～7月は夫と妻2人の保険料分、8～3月は妻の保険料分を納めることになります。

また、国民健康保険料を口座振替で納めていた方で、後期高齢者医療制度でも口座振替による納付を希望される場合は、改めて口座振替の手続きが必要になるのでご了承ください。

## 問9

保険料を滞納すると、どうなりますか？

特別な理由がなく保険料を滞納すると、以下のような措置がとられることがありますので、保険料は納め忘れがないようにしてください。また、保険料の納付が困難な場合は、お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係までご相談ください。

- ① 納期限までに保険料を完納されない場合は、督促を受けたり、延滞金が増加されます。
- ② 有効期限の短い被保険者証(短期証)が交付されます。
- ③ 高額療養費、療養費、葬祭費等の全部又は一部が差し止められます。
- ④ 滞納処分(差押)の対象となります。

平成27年度より後期高齢者医療の保険料の賦課権に2年の期間制限が設定されました。平成26年度以前の保険料について2年を超えて所得の減額更正などがあった方は、保険料が減額(変更)となる場合がありますので、ご相談ください。

### 内容に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

〈問い合わせ先〉 お住まいの区の区役所保険年金医療課(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所市民課)介護医療係まで

- |                    |                    |                    |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| ・東灘区 841-4131 (代表) | ・灘区 843-7001 (代表)  | ・中央区 232-4411 (代表) |
| ・兵庫区 511-2111 (代表) | ・長田区 579-2311 (代表) | ・須磨区 731-4341 (代表) |
| ・垂水区 708-5151 (代表) | ・北区 593-1111 (代表)  | ・西区 929-0001 (代表)  |
| ・北須磨 793-1212 (代表) |                    |                    |

●最近、市役所や区役所職員等をかたり、還付金があるのでATMに行ってほしい、などといった不審電話が市内で発生しています。市役所、区役所ではこのような電話連絡などは行っておりませんので、ご注意ください。

●現在お持ちの被保険者証は有効期限が平成29年7月31日までとなっております。8月からの新しい被保険者証は、平成29年7月31日までにお送りする予定です。